

仕様書

1 件名

「光の祭典」イルミネーション企画設置等業務委託

2 目的

一般財団法人足立区観光交流協会（以下「委託者」という。）と足立区が共催して実施する「光の祭典」において、元渕江公園等にイルミネーションを施し、足立区のイメージアップ及び竹の塚地域の賑わい創出に寄与することを目的とする。

3 履行場所

委託者指定場所

4 履行期間

契約締結日から令和9年1月29日（金）まで

※ 撤収期間も含む

5 点灯期間・点灯時間

(1) 元渕江公園（メイン会場）

令和8年11月28日（土）から令和8年12月25日（金）まで

午後5時から午後9時まで

(2) 竹ノ塚駅前及び竹の塚けやき大通り

令和8年11月28日（土）から令和9年1月11日（月・祝）まで

午後5時から午後10時まで

6 イベント日

(1) 点灯式

令和8年11月28日（土）

午後4時45分から実施（予定）

(2) 物産展・模擬店

令和8年11月28日（土）、29日（日）

午前11時から午後8時まで（予定）

7 イベント日以外（ほっとカフェテリア期間）

令和8年12月5日（土）、6日（日）、12日（土）、13日（日）、19日（土）、20日（日）、
24日（木）、25日（金）

午後5時から午後8時30分まで（予定）

8 委託業務内容

「光の祭典」におけるイルミネーションを企画し、その企画に沿った効果的な電飾、オブジェ等の作製、設置及び撤収を行うこと。なお、施工中及び点灯期間中は安全な実施体制を確保すること。

(1) イルミネーション

ア 「光の祭典」のイルミネーションの規模は、電球数（以下「電球」とはLED電球を指す。）で表すと80万球以上である。

イ 受託者は、「光の祭典」のテーマを提案すること。テーマはファミリー層をメインターゲットとし、また若者にも魅力的で集客が期待できるものを提案すること。ただし、テーマは委託者と協議の上、変更できるものとする。

ウ テーマに基づき、ストレートライト、ネットライト、チューブライト、デコレーションオブジェ等のイルミネーションが施されたオブジェ、ライトアップ照明及びサーチライト等（以下「イルミネーション等」という。）を使用して演出や表現するデザインの企画及び設置を行うこと。なお、受託者は、委託者が所有する、元渕江公園のメタセコイアにイルミネーションを取り付けるためのリング（計8セット）を使用することができる。

エ イルミネーション等の中で、オブジェや電飾されていないオブジェの骨組み、ライトアップ照明及びサーチライト等、電球とは別にレンタルやリースが必要な物件が発生する場合は、委託者と受託者にて協議の上、決定すること。

オ テーマに沿う実現可能なイルミネーション等のデザイン案をパース等にて作成し、委託者に提出及び説明すること。委託者がデザイン案の変更を依頼した際には、委託者と受託者にて協議の上、再度作成し、提出すること。

カ 当該契約締結後、受託者は委託者と施工スケジュールを打合せすること。打合せ後、施工から撤収までのスケジュールを記載した工程表を作成し、提出すること。なお、工程表に変更が生じた場合には、直ちに委託者に申し出て修正すること。

キ デザイン確定後、受託者は委託者が指定する施工配置図を作成し、データで提出すること。なお、施工配置図に変更が生じた場合には、直ちに委託者に申し出て修正すること。

ク 受託者は工程表及び施工配置図に基づき施工し、施工完了後は委託者の確認を受けること。

ケ オブジェ等を設置した際には、転倒等の事故が発生しないよう十分に固定すること。

コ 受託者は、期間中確実にイルミネーション等が点灯できる数のトランス及び整流器を用意すること。

サ 受託者はLEDのパワーコードを必要な数用意すること。パワーコードは統一規格とする。

シ 施工にあたっては、作業状況が確認できるように施工前、施工中、施工後の記録写真を撮影し、委託者に電子媒体を提出すること。

ス 電気は東京電力に申請し、電灯線等に電気工事を行うことで確保すること。また、開催期間中の総電気使用量分についてグリーン電力を購入すること。東京電力工事費及びグリーン電力購入費用は当該契約に含むものとする。グリーン電力証書は、届き次第委託者に提出すること。

セ 施工方法や使用する電材等について、環境に配慮した対策（廃棄、リサイクル等を含む）を実施すること。

ソ 11月19日（木）までにイルミネーション等の設置を完了し、支障なく点灯できるようすること。また、ライティングショー及び通電の確認が11月20日（金）の午後4時までに可能なようにし、当該時刻以降に委託者と点灯確認を行うこと。その際に不具合がある場合は、11月26日（木）の午後4時までに解消し、再度委託者と確認を行うこと。

タ 点灯期間中は点灯確認を毎日行い、不具合等の問題が生じた場合は直ちに委託者へ報告すること。また、不具合が発生した際に即時に復旧可能な態勢を整えること。なお、イルミネーションの不具合等が発生した際に対応できるようにするために、受託者は委託者が用意する警備テントに待機することができるものとする。

チ 点灯期間終了後は、全ての施工箇所の原状を復すこと。また、撤収完了後は委託完了届を提出し、委託者の検査を受けること。

ツ 点灯期間は5のとおりであるが、天候不順、自然災害、戦争及び感染症等により点灯期間中にイルミネーションを変更・中止する場合があるため、対応できるようにすること。

（2）竹ノ塚駅前及び竹の塚けやき大通りのイルミネーション

ア 竹ノ塚駅前には、駅前の賑わいを創出し、元渕江公園への誘導に効果的なイルミネーション等を提案すること。また、元渕江公園のイルミネーション等と連動したオブジェ等を設置し、一体感を演出すること。

イ 竹の塚けやき大通りの街路樹（1. 2 km）には、通りの賑わいを創出する華やかなイルミネーション等を施すこと。また、元渕江公園のイルミネーション等と連動したオブジェ等を3つ以上設置すること。なお、イルミネーション等の方法は、電球での装飾に限らない。

ウ 竹の塚けやき大通りは、常緑樹及び桜の木並びに警察署から指示のあった交差点街路樹にはイルミネーション等を設置しないこと。なお、施工可能な木や使用可能な色使い、装飾の方法等については、受託者と管轄の警察署とで調整すること。警察署との調整日及び調整内容は委託者に事前に報告し、受けた指導の内容も直ちに報告すること。

エ 竹ノ塚駅周辺及び竹の塚けやき大通りの配線や設置物については、管理者である足立区道路公園管理課との協議の上、全ての部署から承諾を得た方法で施工すること。

オ 竹ノ塚駅周辺及び竹の塚けやき大通りの道路の使用・占用許可申請は受託者が行い、かかる費用は当該契約に含むものとする。道路の使用・占用許可が下りたら、直ちに委託者に許可証の写しを提出すること。

カ 施工にあたり、全ての電送路の上空架線の高さは3. 5 m以上とし、特に車庫及び駐車場入口並びに道路を横断するなど車両が通過する可能性がある場所については、地上からの離隔距離を5. 0 m以上とすること。

（3）元渕江公園（メイン会場）のイルミネーション

ア 元渕江公園は、メイン会場として話題性を創出し集客が期待できるようなイルミネーション等を施すこと。

イ 公園内の樹木等を活用してイルミネーション等を施すこと。

- ウ 公園内の委託者が指定するメタセコイア8本（高さ20m超）には、当事業のシンボルとして見栄えのあるイルミネーション等を施工するとともに、定時に音楽に合わせたライティングショーを行うようにプログラムすること。
- エ ライティングショーは3分30秒程度とし、音楽は6曲程度使用すること。
- オ ライティングショーの点灯期間中、1時間に3回、00分、20分、40分に行うこととする。なお、消灯直前は8時55分に行うこと。
- カ 点灯式の際に、セレモニーの合図に合わせて、全イルミネーションの点灯及びライティングショーを開始すること。
- キ 受託者はイルミネーション等が綺麗に施工できるように当該メタセコイアを剪定し、剪定した枝葉の処分も行うこと。剪定及び処分にかかる費用は当該契約に含むものとする。
- ク 事前の点灯確認の際にメタセコイアのライティングショーの確認も行い、委託者から修正指示があった場合は、翌日までに修正すること。
- ケ 受託者は、ライティングショーに使用する楽曲を用意すること。楽曲案の初稿は委託者と受託者で方向性を協議の上、委託者の指定する日時までに提出すること。楽曲案について委託者から修正指示があった場合は対応すること。
- コ 音楽の使用にあたっては、原盤使用権利者等との調整や使用許諾申請を含む音楽利用に係る諸手続きは受託者が行い、かかる費用は当該契約に含むものとする。
- サ 公園内はメタセコイアのイルミネーション等の他にも、自動プログラムを活用した光と音のショーなどの演出を1つ以上盛り込み、来場者が飽きないよう工夫すること。
- シ 来場者が乗るなどして楽しむことができるアトラクション等、来場者による体験型の企画を1つ以上盛り込むこと。
- ス スイッチを押すと光る、声に反応して色が変わる等、来場者が演出に参加できる双方向型イルミネーション企画を1つ以上盛り込むこと。
- セ 受託者が用意したオブジェの他、委託者が設置を依頼したオブジェや遊具がある場合は、当該オブジェ等にイルミネーション等を施し、公園内に設置すること。
- ソ 公園内は安全に配慮したゾーニングで施工すること。
- タ 元渕江公園内の電気配線は、基本的に上空架線とする。なお、元渕江公園内の通路上に配線を行う際は、配線の高さの最下限が4m以上になるように施工すること。ただし、やむを得ず人が通行する箇所の地面に配線を要する場合は、公園内の樹木の根に配慮しながら極力地中配線を行うこと。
- チ 元渕江公園内は、イルミネーションの点灯が安定的にできるよう十分な電源を確保すること。

(4) イベント日の電気供給

- ア 委託者は、イベント日（初日、2日目）の期間に、元渕江公園内にて物産展・模擬店を実施する。
- イ 物産展・模擬店の運営及びテント等の設営は委託者にて行う。受託者は実施にあたっての電力供給を行うこと。なお、電力供給にかかる費用は当該契約に含むものとする。

ウ 受託者は、委託者が公園内に設置するテント（45張程度）に電気を配給し、受け口が2口あり合計1.5KVAまで対応可能な電源コンセント口及び蛍光灯を付けた1灯式照明器具（以下「蛍光灯」という。）を設置し通電すること。なお、各テントのコンセント口数及び蛍光灯の数等については、レイアウト確定後に委託者から通知する。

エ テントへの配線は基本的に上空架線とし、隣り合うテントには骨組みに這わせて配線すること。なお、上空架線は、公園内の樹木を活用又は受託者が用意する単管等で行い、委託者が指定する車両通行場所については、最下限が高さ4.5m以上になるようにすること。

オ 各テントには、蛍光灯を点灯・消灯するための電源スイッチを設けること。

カ 上記8(1)カとは別に、委託者が手配するキッチンカー用の電源として、1口1.5KVA対応のコンセント10口を分電盤に入れ、委託者が指定する場所に設置すること。

キ 委託者が指定する臨時駐輪場2箇所に、2000ルーメン程度のLED投光器をそれぞれ4灯ずつ設置すること。設置方法及び設置箇所は、別途協議の上、決定する。

ク 受託者は委託者が指定する場所にインフォメーションを流すためのスピーカー、マイク及びそれに付随する機材を設置し、使用可能なように通電すること。

ケ 草地広場には、物産展・模擬店実施のため、イルミネーションの電気とは別に80KVAに対応できるように電気を引き込むこと。

(5) イベント日以降の電気供給

ア 委託者は、イベント日（初日、2日目）以外の期間に、元渕江公園内にて「ほっとカフェテリア」を実施する。

イ 「ほっとカフェテリア」の運営及びテント等の設営は委託者にて行う。受託者は実施にあたっての電力供給を行うこと。なお、電力供給にかかる費用は当該契約に含むものとする。

ウ (4)のイベント日終了後から元渕江公園の点灯終了日までは、委託者が設置する警備テント及び委託者が他に設置するテントに電気を配給し、受け口が2口あり合計1.5KVAまで対応可能な電源コンセント口及び蛍光灯を2本それぞれ設置し、通電すること。

エ 上記8(5)ウの蛍光灯を点灯・消灯するための電源スイッチを各テント内に設けること。

オ 委託者が指定する場所にインフォメーションを流すためのスピーカー、マイク及びそれに付随する機材を設置し、使用可能なように通電すること。

カ 受託者は、委託者が公園内に設置する「ほっとカフェテリア」テント(3,600mm×5,400mm、4張、イートインスペース)に60W相当の電球色のLEDライト(事前に委託者に承諾を得た仕様のもの)を委託者が指定する数設置し、通電すること。また、当該テント内には1口1KVA対応のコンセントを4口設置し、通電すること。コンセントの場所は、委託者が別途指定する。

キ 「ほっとカフェテリア」内に照明を点灯・消灯するための電源スイッチを設けること。電源スイッチの場所は、委託者が別途指定する。

ク 委託者が手配するキッチンカー用の電源として、1口1.5KVA対応のコンセント10口を分電盤に入れ、委託者が指定する場所に設置すること。

(6) 共通事項

- ア 委託者が演出等を他に委託する事業者がいる場合は、受託者は委託者及び当該事業者と連携して業務を行うこと。
- イ 施工箇所には、白熱電球を使用しないこと。ただし、委託者及び消防等との協議の上、委託者が認めた場合はこの限りでない。
- ウ 全ての分電盤ボックスには鍵を掛けること。

(7) 安全対策及び損傷対策

- 施工する際には、以下を遵守すること。
- ア 施工場所にはローピングやコーン、コーンバー、コーンウェイト等を使用し、作業中のため進入を禁止している旨が分かるようにすること。また、竹ノ塚駅及び竹の塚けやき大通りの施工場所には通行車両の誘導員を配置すること。
- イ 作業車を施工場所に進入させるときには、施工場所及びその関連箇所に損傷や轍などが生じないよう、コンパネを敷くなどの対策を講じること。なお、施工前、施工後、撤収後の写真を日付入りで撮影し、施工場所が損傷していないことを証明できるようにすること。
- ウ 万一、施工場所などで損傷や轍を生じさせた際には、委託者に直ちに報告し、受託者の責において原状復帰すること。なお、原状復帰の費用は受託者が負担すること。
- エ イルミネーション等の影響による事故防止のため、歩行者や自転車・自動車運転者等に対するグレア防止対策を実施すること。

9 従事作業員

- (1) 受託者は、本業務を円滑に履行するために必要な技能を有した人員を確保すること。
- (2) 受託者は、従業員に対して充分な教育を行い、事故等の発生を未然に防止すること。

10 機材等

当該契約遂行に必要なイルミネーション等、消耗品、電気の配給に必要な線、設置に必要な車両、施工中の誘導補助員、トラス、テント等は全て受託者が用意し、その費用は当該契約に含むものとする。

11 届出書類

受託者は、業務を行うに際して、以下の書類を委託者に提出し承諾を得ること。
なお、委託完了届はイルミネーション等撤収後、直ちに提出すること。

委託業務履行前	業務履行中	委託業務履行後
業務責任者届（別紙2）	工程表 施工配置図	委託完了届（別紙3） 記録写真

12 事故責任等

- (1) 業務履行中に利用者等からの問い合わせ・苦情・トラブル等が生じた場合は対応し、委託者に直ちに連絡すること。
- (2) 受託者は、業務の履行に際して事故等の発生を防ぐための安全対策を講じること。

- (3) 万一、業務履行中に事故等が生じた場合は、負傷者の救護及び警察等関係機関へ届出し、受託者の責任において処理するとともに、直ちに委託者に報告すること。
- (4) 受託者が故意または過失により、委託者が他に委託する事業者を含む第三者に損害を及ぼしたときは、直ちに委託者に報告すること。また、委託者の責に帰すべき理由から生じたものを除き、受託者がその損害を賠償し、委託者は責任を負わないものとする。
- (5) 前項12(4)の場合、受託者と当事者とで解決すること。ただし、受託者のみの解決が困難な場合は、委託者がこれを引き継ぐ。

13 保険

受託者は賠償保険及び損害保険へ加入し、設営及び撤収の期間も含めて保険が対応できるようにすること。また、上記期間中にイルミネーション等の損壊が発生した際も保険での対応が可能となるようにし、委託者に責が無い場合は、委託者は当該契約金を超えての支払いをしないものとする。

14 禁止事項

受託者は、契約の履行に際して、次に該当する行為をしてはならない。

- (1) 会場内の遺失物を当該者及び委託者並びに元渕江公園及び生物園の管理者（指定管理者含む）以外の第三者に引き渡すこと。
- (2) 業務履行中に第三者から金銭及び物品の授受をすること。
- (3) 故意に委託者の所有物及びその他のものを破損すること。
- (4) その他、委託者が禁止した行為を行うこと。

15 委託者の解除権

受託者が前項14に該当した場合、委託者は受託者と協議の上、本契約を解除することができる。

16 支払方法

委託者は、委託完了届受理後に検査を行う。検査終了後、委託者は受託者の振込口座が記載されている請求書に基づき支払いを行う。

17 中止時の支払金額

天候不順、自然災害、戦争及び感染症等の委託者及び受託者双方の責によらない事情で当該事業を中止する場合は、以下を限度として委託者と受託者の双方で協議の上、支払額を決定する。

10月 1日までに中止を決定	契約金額の10%
10月15日までに中止を決定	契約金額の30%
11月 1日までに中止を決定	契約金額の60%
11月15日までに中止を決定	契約金額の80%
11月16日以降に中止を決定	契約金額の100%

18 委託内容の譲渡等

受託者は、本契約によって生ずる権利、義務を第三者に譲渡、承継させ、または、担保のために供することができない。ただし、委託者の承諾を得たときはこの限りでない。

19 再委託について

- (1) 受託者は、本契約により受託した業務を第三者へ再委託してはならない。ただし、本契約により受託した業務の一部をやむを得ず再委託する必要がある場合は、再委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託先において取り扱う情報、再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理・監督の方法を明確にした上で、業務の着手前に、別紙4の申請書により再委託する旨を委託者に申請し、書面により承諾を得なければならない。
- (2) (1)の場合において、受託者は、再委託先に本契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、委託者に対して、再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。
- (3) 受託者は、再委託先との契約において、再委託先に対する管理・監督の手続及び方法について、具体的に規定しなければならない。
- (4) 受託者は、本契約により受託した業務を再委託した場合は、再委託先の履行状況を管理・監督するとともに、委託者の求めに応じて、管理・監督の状況を適宜報告しなければならない。
- (5) (1)～(4)の規定は、(1)の規定により再委託を受けたものが更に第三者に委託する場合（2以上の段階に渡り委託する場合を含む。）に準用する。

20 著作権の帰属等

- (1) 本契約による著作物（以下「本件著作物」という。）に係る著作権（複製権、放送権、翻訳権、映画化権、本件著作物を原著作物とする二次的著作物についての利用権等並びに著作権法第27条及び第28条の権利を含むがそれらに限られない。以下同じ。）について、代金の支払完了とともに、委託者に移転するものとする。なお、かかる受託者から委託者への著作権移転の費用は当該契約に含むものとする。
- (2) 本件著作物について、受託者が著作者人格権を行使するときには、委託者の書面による事前の承諾を得なければならない。
- (3) 委託者が受託者に対し、第三者に対する著作者人格権の行使を要請した場合、受託者はそれが正当な権利行使である場合に限り、これに応じるものとする。
- (4) 委託者は、第1項により本件著作権の譲渡を受けた後は、合理的な範囲内において、本件著作物について改変、修正等ができるものとし、その限りにおいて、受託者は、著作者人格権を行使しないものとする。
- (5) 委託者は、本件著作物の利用に当たって、著作者の表示をし、またはしないことができる。
- (6) 受託者は、委託者に対し、本件著作物が第三者の著作権、知的財産権その他の権利を侵害しないものであることを保証し、第三者から委託者に対し本件著作物に関する権利侵害の申し出等（以下「紛争等」という。）が生じた場合、全て受託者の責任及び費用で紛争等を処理し、委託者に費用が生じた場合には、かかる費用を受託者が負担するものとする。

(7) 委託者が本件著作権の譲渡の登録をしようとする場合、受託者はこれに協力する。ただし、登録費用は委託者の負担とする。

21 自動車による作業について

本契約の履行にあたって使用する自動車は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）の規定に基づき、次の事項を遵守すること。

- (1) ディーゼル車規制に適合する自動車であること。
- (2) 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成4年法律第70号）の対策地域内で登録可能な自動車であること。
- (3) 低公害・低燃費な自動車に努めること。

なお、履行期間開始後、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の写しを速やかに提出すること。

22 労働基準法等の遵守

- (1) 受託者は、労働基準法等の関係法令を遵守し、従業員の労働条件、給与等に配慮しなければならない。
- (2) 受託者が賃金等の債務の支払いを遅延したときには、委託者の求めに応じて事情を報告しなければならない。
- (3) 前項22(2)に関して経営状況の確認が必要なときには、委託者は財務状況等の報告を求めることができる。

23 その他

- (1) 受託者は、本業務履行中に知り得た事項を委託者の許可なく公表し、又は利用してはならない。
- (2) 個人情報の取扱いについては別紙1によるものとする。
- (3) 受託者は、本業務に關係のある法令、条例及び規則等を遵守すること。
- (4) 受託者は、本契約により受託した事務の処理を他に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、発注者の書面による承諾を得たときは、この限りでない。
- (5) その他、本業務の履行にあたり疑義が生じた場合、あるいは本仕様書に定めのない事項については、委託者と受託者の双方で協議の上、これを決定する。

24 担当

一般財団法人足立区観光交流協会 観光イベント課 一川

電話 03-3880-5853 FAX 03-3880-5769

別紙 1

(個人情報保護の趣旨)

第1条 受託者は、信頼される足立区観光事業の実現に資する個人情報保護制度の趣旨を勘案し、その業務を遂行するにあたって、区民の権利利益を侵害することのないように努めなければならない。

(適正な管理)

第2条 受託者は、個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(秘密保持の義務)

第3条 受託者は、この契約により受託した業務に関する知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。契約期間満了後もまた同様とする。

2 受託者は、この契約により受託した事務に従事する者及び従事した者に対し、前項の義務を遵守させなければならない。

(第三者への提供の禁止)

第4条 受託者は、この契約により受託した事務に係る個人情報を第三者に提供し、又は譲渡してはならない。

(委託された事務以外への使用の禁止)

第5条 受託者は、この契約により受託した事務に係る個人情報を委託された事務以外の用途に使用してはならない。

(複写及び複製の禁止)

第6条 受託者は、この契約により受託した事務に係る個人情報を委託者の許可なく複写し、又は複製してはならない。

(返還及び廃棄の義務)

第7条 受託者は、この契約により受託した事が完了したとき又はこの契約が解除されたときは、受託した事務に係る個人情報が記載され、又は記録された媒体を速やかに委託者に返還しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、委託者受託者協議のうえ、受託者が同項の媒体を廃棄し、又は当該個人情報を消去する場合、受託者は、第三者の利用に供されることのないよう善良な管理者の注意をもって、焼却又は裁断等により処分し、又は確実に消去しなければならない。

(事故発生時における報告の義務)

第8条 受託者は、個人情報の保護に関し事故が生じたときは、直ちに委託者に通知し、当該事故の解決に努めるとともに、遅滞なくその状況を書面をもって委託者に報告しなければならない。

(立会い及び監督に関すること)

第9条 委託者は、必要があるときは、委託者の指定する職員を立ち会わせ、個人情報の管理状況を調査し、監督することができる。

(加工、再生等の禁止)

第10条 受託者は、この契約により受託した事務の範囲を超えて、個人情報の加工、再生等をしてはならない。

(付隨的に発生する情報の使用禁止)

第11条 受託者は、この契約により受託した事務の範囲を超えて、受託した事務に係る個人情報の調査分析過程で得られた付隨的な情報を使用してはならない。

(損害賠償義務)

第12条 委託者は、受託者が第1条から前条までに掲げる個人情報の保護に関する義務に違反し、又は怠った場合において、委託者が損害を受けたときは、受託者はその損害を賠償しなければならない。

(報告、立ち入り及び検査)

第13条 委託者は、必要があると認めるときは、受託者に対して実施状況の報告を求め、又は受託者の事務所及び実際に業務を遂行している場所に立ち入り、実施状況及び書類等の物件を検査することができる。

(罰則)

第14条 この契約により受託した業務に従事する者及び従事した者は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）が定める個人情報の保護に関する義務に違反し、又は怠った場合、一定の懲役又は罰金に処せられることがある。この場合、行為者のほか、雇用主である法人又は人に対しても罰金刑を科せられることがある。

業務責任者届

令和 年 月 日

一般財団法人足立区観光交流協会

会長 工 藤 信

受託者

「光の祭典」イルミネーション企画設置等業務委託契約に伴い、業務責任者について、下記のとおり届け出ます。

記

契 約 件 名	「光の祭典」イルミネーション企画設置等業務委託
契 約 年 月 日	令和 年 月 日
責 任 者 氏 名	

委託完了届

令和 年 月 日

一般財団法人足立区観光交流協会

会長 工 藤 信

受託者

下記のとおり完了したので届け出ます。

件名	「光の祭典」イルミネーション企画設置等業務委託
履行場所	足立区観光交流協会指定場所
契約年月日	令和 年 月 日
履行期間	令和 年 月 日から令和 年 月 日まで

再委託申請書（新規・変更）

年　月　日

一般財団法人足立区観光交流協会会長

(受託者) 所 在 地

事業者名

代表者名

印

「光の祭典」イルミネーション企画設置等業務委託に係る業務の一部を再委託するため、下記のとおり申請します。

なお、再委託先事業者には一般財団法人足立区観光交流協会との契約における契約書、仕様書等の規定を遵守させ、再委託先事業者の全ての行為及びその結果について、受託者が責任を負います。

記

1	再委託先 事業者名等	所在地 事業者名 代表者
2	再委託理由	
3	再委託業務内容	
4	再委託先が 取り扱う情報	個人情報の有無（有・無）
5	再委託先における安 全性及び信頼性を確 保する対策並びに再 委託先に対する管理 及び監督の方法	※必要に応じて、別途補足資料を添付すること

以上